

平成 22 年第 1 回市議会臨時会において採択となった陳情

番 号	陳 情 第 33 号	受理年月日	平 20. 11. 17
件 名	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書提出について		
結 果	平 22. 5. 18 第 1 回臨時会で採択		
付託委員会	経済企業委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の早期制定について、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本件に対する国の対応状況等について伺ったところ、「協同出資・協同経営で働く」とは、働く意思のある者たちが協同で事業を行うために出資するとともに協同で経営を管理し、あわせて協同で物を生産又はサービスを提供する働き方のことで、これを協同労働と呼んでいるようである。</p> <p>また、法制化の主な目的としては、協同労働の協同組合に法人格を与えることであり、このことにより、組織として、さらには組合員にとっても働く上で社会的に信用される証となるとともに、活動の趣旨が認知されることで、社会の一員として働きやすい環境になるとのことである。</p> <p>なお、法制化については、平成20年2月に発足した超党派の国会議員による「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」において、協同出資・協同経営による働き方が可能になるよう法制化を含めた検討が進められてきていたが、新聞報道等によると、22年4月に開催された同議連の総会において、法案が議連の総意として合意確認され、議員立法で今国会に提出される予定であるとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。</p> <p>なお、意見書については、既に国等において陳情の願意に沿った取組みが行われていることから、今回は提出しないことを確認。</p>			

番 号	① 陳 情 第 65 号 ② 陳 情 第 68 号 ③ 陳 情 第 77 号	受理年月日	① 平 21. 9. 30 ② 平 21. 12. 9 ③ 平 22. 3. 8
件 名	① 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書提出について ② 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書提出について ③ 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書提出について		
結 果	平 22. 5. 18 第 1 回臨時会で採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、多重債務問題の解決のため、1項＝改正貸金業法を早期に完全施行すること。2項＝自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。3項＝個人向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。4項＝ヤミ金融を徹底的に摘発すること。以上の点について、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本件に対する国の対応状況並びに当局の考え方等を伺ったところ、1項＝改正貸金業法の早期完全施行については、国は深刻化する多重債務問題等への対応として、平成 18 年 12 月 20 日に貸金業法、出資法及び利息制限法等を改正、公布し、その施行を 4 段階に分けて行うこととされたところであり、これまでに罰則強化や取立規制強化など 3 段階まで施行済みである。残りの総量規制や上限金利の引下げ等についても、借り手側・貸し手側の状況を考慮しながら施行時期を検討してきたところであるが、22 年 6 月 18 日から施行することが 4 月 20 日の閣議で決定されたところである。

2項＝自治体の相談窓口の充実を支援することについては、国は地方消費者行政活性化基金を創設し、21 年度から 3 年間において地方の相談窓口の充実・強化を図ることとしている。なお、同基金は新規事業等が補助対象であり、既存事業は対象外となっている。各自治体においては、消費生活センターなど相談窓口の運営に毎年多くの経費を要することから、国による継続的な支援が必要であると考えている。

3項＝個人向けのセーフティネット貸付については、公的な個人向けの貸付としては、県社会福祉協議会が実施主体となっている生活福祉資金貸付制度及び臨時特例つなぎ資金貸付制度並びに本市が実施している母子寡婦福祉資金貸付制度がある。生活福祉資金貸付制度は、低所得者等の経済的自立及び生活意欲の助長促進など、安定した生活を送れるようにすることを目的としているが、国において、現下の厳しい雇用経済情勢等に鑑み、21 年 10 月 1 日付けで、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を貸し付ける「総合支援資金」を創設するとともに、連帯保証人要件の緩和、貸付利率の引下げなどを実施しており、さらに利用しやすいように見直しがなされたところである。臨時特例つなぎ資金貸付制度については、解雇や派遣労働者の雇止め等により住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者で、公的給付制度等の申請から交付までの間の生活費を有しない者に対して資金を貸付ける制度として創設されている。また、母子寡婦福祉資金貸付制度は、母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その福祉の増進を図ることを目的として設けられているが、

21年6月5日に制度改正を行い、連帯保証人要件の緩和や貸付利率の引下げなどを実施し、さらに利用しやすいように見直したところである。

4項＝ヤミ金融の摘発については、ヤミ金融は生活の困窮等につけこみ、市民の生活を破壊する極めて悪質な犯罪であり、警察による取り締まり強化でヤミ金融業者の検挙数が増加しているが、今後とも徹底的な摘発が望まれるところである。

また、改正貸金業法の完全施行に向けては、その附則において「改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討結果に応じて所要の見直しを行う」とされていることから、国においては、金融庁及び消費者庁の副大臣、大臣政務官並びに法務省の大臣政務官から構成される「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を21年11月に設置するとともに、その下に「事務局会議」を設け、同会議において、日本弁護士会や日本貸金業協会、学識経験者からのヒアリング等を実施してきた。同プロジェクトチームでは、そのヒアリング結果等を踏まえ、貸金業制度に関するプロジェクトチーム（案）として、同法の完全施行に関する論点を整理するとともに、同法を円滑に実施するための施策として、多重債務者に対する相談等の更なる改善・強化や生活再建のための多様なセーフティネットの充実・強化、ヤミ金融対策の強化など「借り手の目線に立った10の方策」を掲げ、それらを重層的に推進することとしている。なお、同方策を推進するために必要な改正貸金業法に関する内閣府令の改正（案）が4月26日付けで公表されたところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。

なお、意見書については、既に国等において陳情の願意に沿った取組みが行われていることから、今回は提出しないことを確認。

番 号	① 陳 情 第 66 号 ② 陳 情 第 69 号 ③ 陳 情 第 78 号	受理年月日	① 平 21. 9. 30 ② 平 21. 12. 9 ③ 平 22. 3. 8
件 名	① 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書提出について ② 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書提出について ③ 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書提出について		
結 果	平 22. 5. 18 第 1 回臨時会で採択		
付託委員会	経済企業委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、多重債務問題の解決のため改正貸金業法を早期に完全施行し、中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させることについて、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本件に対する国の対応状況等について伺ったところ、平成18年12月の同法の成立を受け、多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に多重債務者対策本部が設置され、19年4月には、借り手対策として多重債務問題改善プログラムがまとめられた。同プログラムには、事業者向けのセーフティネット貸付等について、相談窓口の設置や再チャレンジのための資金の創設等が盛り込まれており、このプログラムに基づき、政府系金融機関は融資申込者の状況を把握し、必要に応じ弁護士等多重債務問題の専門家への紹介・誘導を図るとともに、カウンセリングを行う専門家への周知を徹底するなど、広報の充実努めているほか、早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、全国に相談窓口の設置を行うとともに、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度を活用し、積極的な支援を行っている。

また、国においては、同法を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無等について検討するため、21年11月13日、貸金業制度に関するプロジェクトチームを設置し、11月30日から22年2月18日まで、同チームの下に設置された事務局会議を13回にわたり開催し、検討に供するための調査、ヒアリング等を行っている。その後、3月3日から4月2日まで同チームによる会議が4回開催され、4月2日の会議においては、同法の完全施行に向けた方策について、同チームとしての考え方が示されている。その内容は、同法については、6月18日までに完全施行することが総合的観点から適切であると判断するとともに、同法の円滑な施行を図るため、借り手等の実情を踏まえ、10の柱からなる方策を重層的に推進していくことが必要と認識し、これらの施策を政府全体で早急に具体化していくよう全力を尽くす考えであるというものである。その後、4月20日には、同法の最終施行日を6月18日とすることが閣議決定されている。

なお、10の柱からなる方策については、内閣府令の改正が必要な項目があるが、これらについても6月18日に施行するという案が示されており、それに向けて手続きが進められているようである。その中に、「多重債務者等の生活再建・事業再生のための多様なセーフティネットの充実・強化」の一方策として「中小企業・個人事業者向けセーフティネットの充実・強化等」が示されている。具体的には、同法

の完全施行により、中小企業・個人事業者の借入れが困難になるとの指摘があることから、中小企業・個人事業者向けの経営相談の充実・強化を図るため、商工会、商工会議所等に対し、弁護士、会計士等の専門家とも連携しつつ、貸金業者の利用者を含めた中小企業・個人事業者の経営改善、資金繰り、必要に応じた債務整理等の経営相談を実施すること等を要請するほか、政策金融機関を含めた金融機関における中小企業・個人事業者に対するきめ細かい対応を図るため、金融機関に対し、借り手の状況を丁寧に把握した上で、経営改善に向けた個別の相談にきめ細かく対応しつつ、事業の将来性又は再生可能性があり、借入れの返済見込みがある場合などには、適切な資金供給に努めること等を要請することが盛り込まれているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。

なお、意見書については、既に国等において陳情の願意に沿った取組みが行われていることから、今回は提出しないことを確認。